

ローマ人への手紙第七二回質問

7..7 それでは、どのように言うべきでしょうか。律法は罪なものでしょうか。決してそんなことはありません。むしろ、律法によらなければ、私は罪を知ることがなかったでしょう。実際、律法が「隣人のものを欲してはならない」と言わなければ、私は欲望を知らなかったでしょう。

7..8 しかし、罪は戒めによって機会をとらえ、私のうちにあらゆる欲望を引き起こしました。律法がなければ、罪は死んだものです。

7..9 私はかつて律法なしに生きていましたが、戒めが来たとき、罪は生き、

7..10 私は死にました。それで、いのちに導くはずの戒めが、死に導くものであると分かりました。

7..11 罪は戒めによって機会をとらえ、私を欺き、戒めによって私を殺したのです。

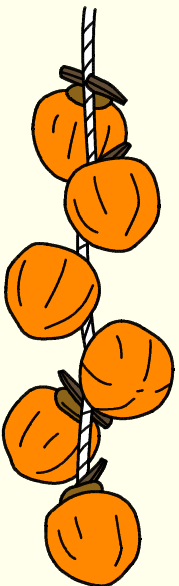
7..12 ですから、律法は聖なるものです。また戒めも聖なるものであり、正しく、また良いものです。

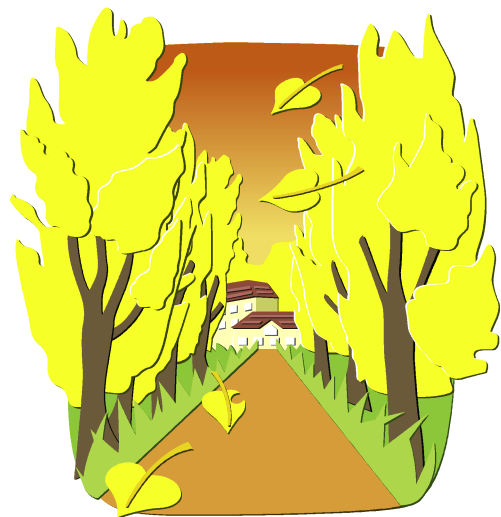
7..13 それでは、この良いものが、私に死をもたらしただけでしょうか。決してそんなことはありません。むしろ、罪がそれをもたらしただけです。罪は、この良いもので私に死をもたらしることによって、罪として明らかにされました。罪は戒めによって、限りなく罪深いものとなりました。

(ロマ七章七一―三節／新改訳2017)

(1) 律法の目的はなんですか。

(2) 律法によって、パウロ自身の生活にどんなことが明らかにされましたか。





律法の効用

(ロマ七章七節)

わたしたちクリスチャンは、もはや「律法の下にはいない」で、「恵みの下にあ」ります。⁽¹⁾「律法の下にはいない」ということは、「罪の下にはいない」ということであり、つまり「罪の奴隷ではない」ということです。そういうことになると、「律法」と「罪」とは同義語のように考えられてきます。律法とは悪いものであるというような考え方が出てくるのではないかと思えます。というのは、律法はわたしたちを死に至らせるものだという考え方があるからです。しかし、はたしてそうなのでしょいか。そのことについて、パウロは律法の性格を説明し、弁明する必要があるわけで、七章七一三節で、そのことをしるしています。そこで、パウロははっきりと律法は決して悪いものではなく、霊的なものであると説明しています。きょうは、その中の七節を学びたいと思

います。

「それでは、どういうことになるだろうか。律法は罪なのか。断じてそうではない。むしろ律法によるのでなければ、わたしは罪を知らなかった。というのは、律法が『むさぼってはならない』と言わなければ、わたしはむさぼりを本当には知らなかったであろう。」まず、「律法は罪なのか」という疑問を発しています。そして、それに答えています。まず第一に、「断じてそうではない。むしろ律法によるのでなければ、わたしは罪を知らなかった」と言って、誤解に答えています。クリスチャンでない人でも、何が悪であるかということについてはよく知っているのに、どうしてこんなことを知っているのかと思う人がいるかもしれませんが、パウロがここで言っていることは、律法がはつきりとそれを罪だと示してくれるまで、人はだれでも罪の本当の性格については知らないのだということです。神の律法だけが、わたしたちに罪の本質や意味について正しい理解を与えるのです。このことについては、パウロがローマ教会への手紙三章二〇節でも、しるしているところですが、「というのは、律法を行なうことによっては、どんな人も神の前に義とはされないからである。それは、律法によって、罪を本当によく知ることができるのだからである。」

ですから、生まれ変わっていない人にとっては、罪ということがよくわかりませんし、また、たといわかったとしても、それに対する恐れを持つことがありません。これが彼らにとっての問題なのです。ですから、わたしたちが伝道説教を語

る時、律法から語り始めることは賢明なことです。福音は、人を罪から救うものですから、人が罪についての正しい自覚を持つことなしに、救いに入ることは不可能だからです。

第二に、パウロは第一の例証を挙げ、律法が罪でないことの弁明をしています。「というのは、律法が『むさぼってはならない』と言わなければ、わたしはむさぼり(2)を本当には知らなかったであろう。』ここで『むさぼり』と言われていることばについて考えてみましょう。このことばは、もともと悪い欲望という意味はありませんでした。主イエスが弟子たちに言われたことばの中にも、このような用法が見いだされます。「わたしは、苦しみを受ける前に、あなたがたといっしよに、この過越の食事をすることをどんなに望んでいたことか。』(3)ここで『どんなに望んでいた』と意識されたことばがそうですが、このことばは、もともと『欲望』とか『願望』という意味で、『悪い欲望』という意味はありませんでした。しかし、このことばが使われる時、その文脈によっては、善い意味になったり、悪い意味になったり、また別に善いとか悪いという意味を持たない、単なる『願望』という意味になったりします。しかし、このことばは、時として、極めて悪い意味で使われます。神が禁じておられることを、あえてしようという願望です。「というのは、律法が『むさぼってはいけない』と言わなければ、わたしはむさぼりを本当には知らなかったであろう」と、パウロが言っているのは、それです。

ここで、『律法』と言っているのは、モーセの十戒のこと

で、出エジプト記二〇章にしるされているものです。十戒の中で、後半の対人関係の戒めについて見てみますと、この戒めと、他の戒めとの間には、相違があるように思われます。この十番目の戒めは、他の戒めが外に表われた行為について言及しているのに、これは全く心の中のことに言及していません。けれども、実はこの十番目の「むさぼり」こそ、他の戒めにも深く関係しているものであって、このことをパウロはここで述べているわけです。パウロは、回心以前には、パリサイ派の人として、外に表われた行為だけについて教えられていたために、外に表われた行為として罪を犯さないかぎり、罪ある者ではありませんでした。ですから、悪い欲望を抱いても、それは罪ではなかったのです。しかし、モーセの十戒の中にしるされている十番目の戒めによって、「むさぼり」というものが罪であることを知りました。律法によって光が与えられてはじめてそのことがわかったというのです。これが、パウロがここで言わんとしている律法の効用の第一のことです。律法は人に罪を示します。しかも、内的罪です。

主イエス・キリストは、山上の説教において、そのことを教えておられます。普通ユダヤ人は、殺人についての戒めを、手を下して人を殺すことと考えていました。主イエスは、「自分の兄弟に対して怒る者」は殺人の罪を犯したのであり、「自分の兄弟に対して愚かと言う者」も、殺人の罪を犯したのだと教えておられます。また、普通ユダヤ人は、姦淫について戒めを、実際に行うとしての姦淫だけに限って考えていました。主イエスは、「情欲のために女を見る者は、だ

れでもすでにその心の中で彼女と姦淫したのである」⁽⁵⁾と教えておられます。つまり、主は律法が本質的に靈的なものであり、人間の心の問題を扱っているのだということをお教えしておられるわけです。

パウロがここで言及していることをよく見ると、実はこのように言っていることがわかります。私は律法について本当によくわかるようになってはじめて、「むさぼり」の力がわかったということです。ここで、「本当には知らなかつた」と言っていることばは、極めて強いことばが使われています。これは、経験の結果知つたという意味です。パウロは、律法によらなければ、わたしは罪の意味がわからなかつたと言つたあと、それに続いて、「むさぼつてはならない」という律法に出会うまでは、「むさぼり」の意味を経験として、本当によくわかることはなかつたと言っているわけです。律法は、パウロにむさぼりが罪であることを教えただけではなく、彼の人生において、それがどんなに恐るべき力であるかということをお教えしました。つまり、律法は、人に罪を示すだけではなく、むさぼりの恐るべき力を示します。これが律法の効用の第二の点です。

律法は、人を義とすることも聖化することもできないから無用だと言う人がありますが、それは間違いです。

律法は、罪に陥つた人間を救う目的をもつて与えられたものではありません。人が罪に陥るまでは、律法はそれを守る人にいのちの充実感を与えました。しかし、罪に陥つた人間にとって、それは罪を示してくれるのです。しかも、むさぼ

りという心の中の罪を示してくれます。それだけでなく、むさぼりの罪の力の恐ろしさについても教えてくれます。

わたしたちは、ここでパウロが言っていることについて、よく考えてみる必要があります。ローマ・カトリックでは、洗礼を受ければ原罪はすべてきよめられると教えており、また、きよめ派の人々の中には、きよめの体験をすれば、もはや罪は犯さなくなると教えていますが、はたしてその人々の心の中に「むさぼり」という罪はなくなってしまったでしょうか。パウロは、十戒の十番目のこの戒めを正直に読むならば、自分の心の中にむさぼりという罪があることを発見するはずだと、ここで教えております。神は人の心の中をご覧になります。神の御前にごまかすことはできません。主は地上生涯において、パリサイ派の人々に、こう仰せられました。「あなたがたは、人の前で自分を正しいとする者です。しかし神は、あなたがたの心をご存じです。人間の間であがめられる者は、神の前で憎まれ、きらわれます。」

このことから、聖書の教える救いは始まります。人間のうちにある深刻な罪を無視して、救いはありません。その罪をいかに示し、そのままできないうちに、人に不安を与え、救いへの求めを起こさせるものが律法なのです。ですから、神の聖い律法を与えてくださった神の御名をあがめ、感謝しなければなりません。神はこの律法による罪認識を前提として、わたしたちにすばらしい救いを与えてくださるからです。

注(1)ローマ教会への手紙六章一四節。

(2)「むさぼり」(七・七)と訳されたことばは、原語のギリシヤ語では、エピスユミア (ἐπιθυμία) ということばが使われています。

(3)ルカによる福音書二二章一五節 新改訳

(4)マタイによる福音書五章二二節

(5)マタイによる福音書五章二八節

(6)「本当に知る」(七・七)と訳されたことばは、原語のギリシヤ語では、エーデイン (ἔδειν) ということばが使われています。

これは、同じ七節の前半に使われている「知る」の原語のギノースコー (γινώσκω) とは違うことばです。もっと強いことばです。

(7)ルカによる福音書一六章一五節 新改訳



尾山令仁・ローマ教会への手紙講解(ロイドジョンズ・ロマ書講解要約)より

J-ばいぶるGREEK 原書講読画面

ロマ 7:7

Τί οὖν ἐροῦμεν; ὁ νόμος ἁμαρτία; μὴ γένοιτο ἀλλὰ τὴν ἁμαρτίαν οὐκ ἔγνων εἰ μὴ διὰ νόμου τὴν τε γὰρ ἐπιθυμίαν οὐκ ἤδειν εἰ μὴ ὁ νόμος ἔλεγεν, Οὐκ ἐπιθυμήσεις.

<文法解析ノート> Rom 7:7

- [1] τίς Τί aptan-s 形) 疑対中単 誰、何、どんな、なぜ、どちら [2] οὖν οὖν ch 接) 完等 それで [3] εἶπον ἐροῦμεν; vifa--1p 動) 直未来能1 言った、言う、~と呼ぶ
 [4] ὁ ὁ dnms 冠) 主男単 冠詞(この、その) [5] νόμος νόμος n-nm-s 名) 主男単 律法 [6] ἁμαρτία ἁμαρτία; n-nf-s 名) 主女単 罪
 [7] μή μὴ qn 不変) 否定 ~ない [8] γίνομαι γένοιτο voad--3s 動) 希ア才能欠3単 なる、生じる、現れる
 [9] ἀλλά ἀλλὰ ch 接) 完 けれども、しかし、かえて、むしろ、以外に [10] ὁ τὴν dafs 冠) 対女単 冠詞(この、その) [11] ἁμαρτία ἁμαρτίαν n-af-s 名) 対女単 罪
 [12] οὐ οὐκ qn 不変) 否定 ~ない [13] γινώσκω ἔγνων vtaa--1s 動) 直ア才能1単 知る [14] εἰ εἰ cs 接) 従位 もし、もしも、~かどうか
 [15] μή μὴ qn 不変) 否定 ~ない [16] διὰ διὰ pg 前) 属 ~を通して、~の故に、~のために [17] νόμος νόμου n-gm-s 名) 属男単 律法
 [18] ὁ τὴν dafs 冠) 対女単 冠詞(この、その) [19] τέ τε ab 副) でも~でも、それで、同様に [20] γὰρ γὰρ cs 接) 従 なぜなら、というのは、すなわち、だから
 [21] ἐπιθυμία ἐπιθυμίαν n-af-s 名) 対女単 欲望、貪欲、情欲 [22] οὐ οὐκ qn 不変) 否定 ~ない
 [23] οἶδα ἤδειν vlla--1s 動) 直大完能1単 知っている [24] εἰ εἰ cs 接) 従位 もし、もしも、~かどうか [25] μή μὴ qn 不変) 否定 ~ない
 [26] ὁ ὁ dnms 冠) 主男単 冠詞(この、その) [27] νόμος νόμος n-nm-s 名) 主男単 律法
 [28] λέγω ἔλεγεν, vlla--3s 動) 直未完能3 告げる、言う、呼ぶ、命ずる [29] οὐ Οὐκ qn 不変) 否定 ~ない
 [30] ἐπιθυμέω ἐπιθυμήσεις. vifa--2s^vmaa--2s 動) 直未来能2単/命アオ 熱望する、切望する、渴望する

<聖書翻訳比較ノート>

【新改訳2017】 それでは、どのように言うべきでしょうか。律法は罪なのでしょう。決してそんなことはありません。むしろ、律法によらなければ、私は罪を知ることはなかったでしょう。実際、律法が「隣人のものを欲してはならない」と言わなければ、私は欲望を知らなかったでしょう。

【新改訳改訂3】 それでは、どういうことになりますか。律法は罪なのでしょう。絶対にそんなことはありません。ただ、律法によらないでは、私は罪を知ることがなかったでしょう。律法が、「むさぼってはならない」と言わなかったら、私はむさぼりを知らなかったでしょう。

【口語訳】 それでは、わたしたちは、なんと言おうか。律法は罪なのか。断じてそうではない。しかし、律法によらなければ、わたしは罪を知らなかったであろう。すなわち、もし律法が「むさぼるな」と言わなかったら、わたしはむさぼりなるものを知らなかったであろう。

【新共同訳】 では、どういうことになるのか。律法は罪であろうか。決してそうではない。しかし、律法によらなければ、わたしは罪を知らなかったでしょう。たとえば、律法が「むさぼるな」と言わなかったら、わたしはむさぼりを知らなかったでしょう。

【NKJV】 What shall we say then? Is the law sin? Certainly not! On the contrary, I would not have known sin except through the law. For I would not have known covetousness unless the law had said, "You shall not covet."